

# 申請の手引き

## 目次

### 【共通事項】

申請の手続き	.....	P 1
手続きの流れ	.....	P 2
補助の対象となる区域	.....	P 3
「区域A」支援内容	.....	P 4

### 【各支援内容】

1 移転再建	.....	P 5~12
2 盛土・かさ上げ	.....	P 13~18

【相談・申請窓口】	.....	P 19
-----------	-------	------

## ●事前相談(予約制)をお願いします。

補助金交付手続きを円滑に進めるために、申請前に事前相談が必要です。

## ●ご予約はこちらまで☎ 022-214-8305

窓口の混雑を避けるため、ご来場の際には事前に電話予約のうえお越しください。

# 申請の手続き

## ① 電話予約 022-214-8305

窓口の混雑を避けるため、ご来場の際には事前に電話予約のうえお越しください。

## ② 事前相談

補助金交付手続きを円滑に進めるために、申請前に事前相談が必要となります。

## ③ 補助金交付申請

各事業へ着手（※）をする2週間前には「補助金交付申請」を行ってください。申請に必要な書類は対象のチェックリストをご覧ください。

申請受付後、約2週間後に「補助金交付決定通知書」を送付する予定です。この交付決定通知書を受理してから事業に着手してください。

なお、記載された金額は申請時における算出金額であり、交付確定額ではございませんのでご注意ください。また、交付決定前に事業に着手した場合やその他法令や要綱に違反した場合などは、補助金が支払われませんのでご注意ください。

（※）各事業の「着手」とは次のことを指します。

住居の移転	引越し業者や解体業者との契約日
住宅の建設（購入） 住宅用地の購入	・融資を受ける場合 金銭消費貸借（ローン）契約日 ・融資を受けない場合 建設業者や不動産業者と契約や発注する日
盛土・かさ上げ	工事に着手する日。建設業者等との契約日ではありません。

## ④ 補助金変更申請

事業の内容に変更が生じた場合は、当該変更内容を含む事業に着手する前に補助金変更申請が必要になります。「補助金変更承認申請書」と変更のある書類を全て提出してください。（事業目的を変更しない範囲の軽微な変更は除きます。軽微な変更にあたるかどうかは事前にご相談ください。）

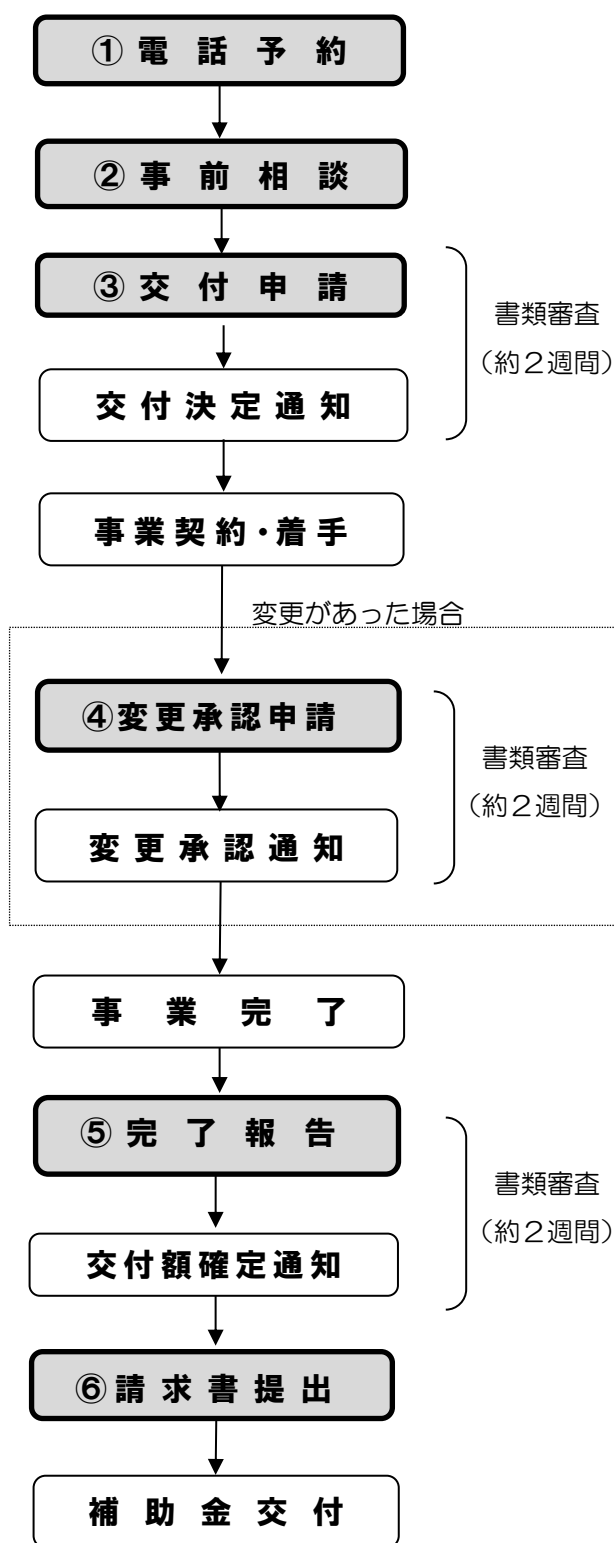
## ⑤ 完了報告

事業が完了しましたら、30日以内に「補助事業完了報告書」などにより報告してください。完了報告に必要な書類はこの手引き内のチェックリストをご覧ください。

## ⑥ 補助金の請求

「完了報告書」の受理後、事業が適正に行われたことが認められた場合、「補助金交付決定通知書」を送付します。通知書を受理後、15日以内に「補助金交付請求書」により補助金請求を行ってください。

# 手続きの流れ



※申請内容により、審査に特別な判断を要する場合は、更に期間を要します。

# 補助の対象となる区域

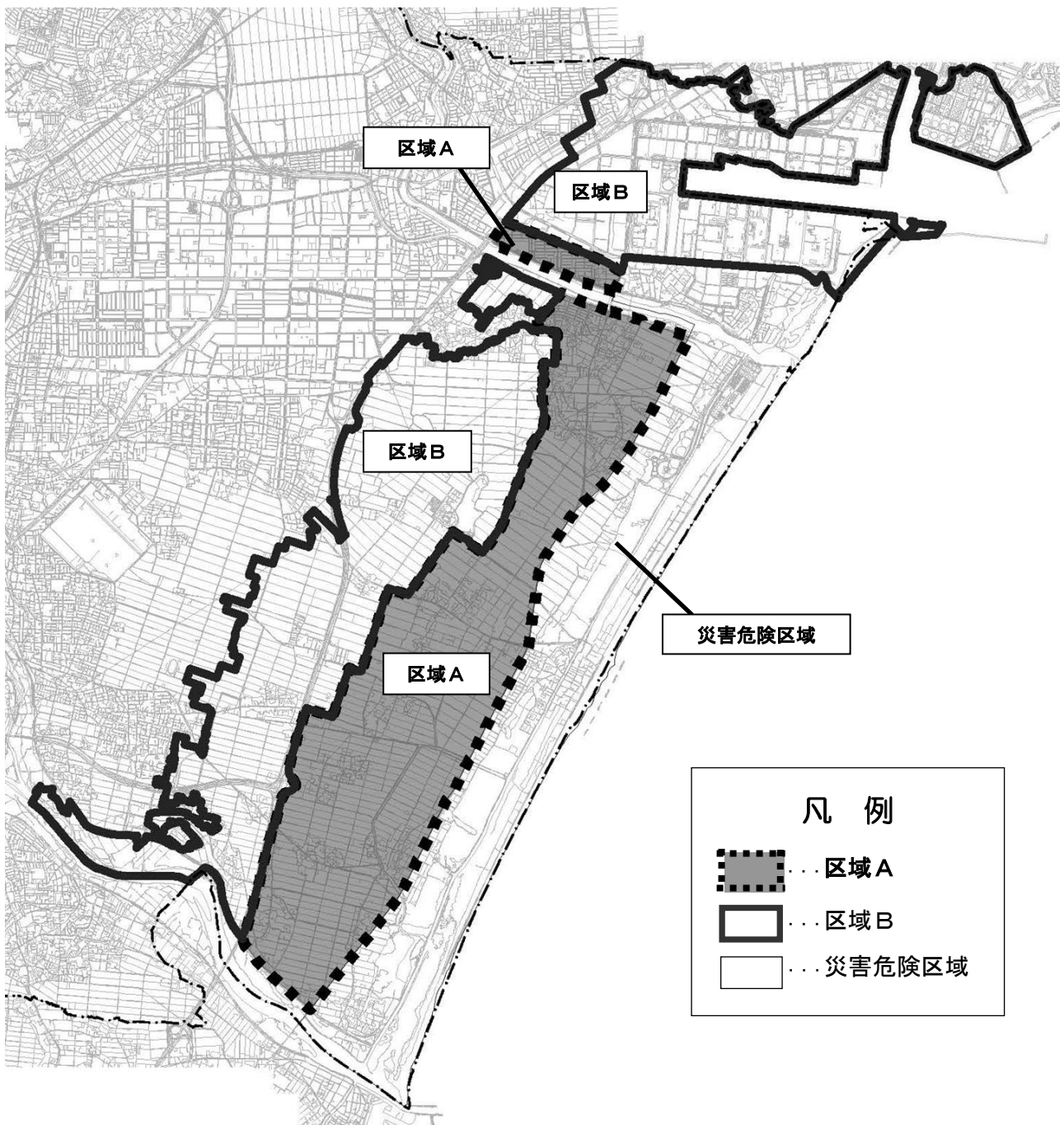
この補助の対象区域は、下記の「区域A」となります。

「区域A」:

様々な津波防災施設整備後も、なお津波による浸水が予測される区域で「災害危険区域」を除く区域

「区域B」:

東日本大震災により津波被害を受けた地域のうち、「災害危険区域」および「区域A」を除く区域



# 「区域A」支援内容

## 移転して住宅を再建(『移転再建』)する方への支援

対象事業	補助の概要・対象経費	補助上限額	種別	ページ
「住居の移転」	家財道具の運搬(引越し)費用 +被災家屋の取り壊し費用 に対する補助	<b>78万円</b>	①	<b>P.5 に進む</b>
「住宅の建設・購入」 + 「住宅用地の購入」	借入利子相当額補助 (融資を受ける場合)	住宅の建設・購入 <b>444万円</b>	②	
		住宅用地の購入 <b>264万円</b> ただし、造成のための資金を 借り入れない場合は <b>206万円</b>		
	住宅の建設・購入、 用地の購入経費 に対する直接補助	<b>100万円</b> ただし、種別②借入利子相当額 の補助を受ける場合は <b>50万円</b>	③	

## 現地で住宅を再建(『現地再建』)する方への支援

対象事業	補助の概要・対象経費	補助上限額	種別	ページ
「基礎かさ上げ工事」 「高基礎工事」 「盛土工事」	左記工事の数量に補助基本 額を掛けた合計額の補助	<b>460万円</b>	④	<b>P.13 に進む</b>

※『現地再建』のうち、「住宅の建設」と「住宅の修繕」は平成30年3月31日をもって、受付を終了しました。

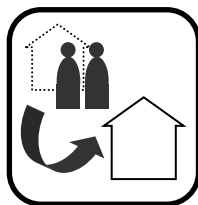
※ 『移転再建』と『現地再建』の補助の併用はできません。

※ 種別①～③の補助は全て併用が可能です。

※ 種別③の補助は、「全壊」「大規模半壊」のり災判定を受けた住宅の再建を行う方が対象です。

※ 過去に『現地再建』に係る「住宅の建設」または「住宅の修繕」の補助を受けた方は、種別④の補助を受けることはできません。

## 【区域A/移転】



# 移転して住宅を再建される方への支援

事業期間：令和4年3月31日まで

<b>1</b> <b>申</b>	1 お申込みできる方	・・・	P5～6	<b>お</b> <b>込</b>
	2 補助の対象事業と経費、上限額	・・・	P7	
	3 Q&A（よくある質問集）	・・・	P8～10	
	4 申請書類チェックリスト	・・・	P11	
	5 完了報告書類チェックリスト	・・・	P12	

- 1 被災時に「区域A」に居住していた方で、被災時に居住していた住宅(またはその住宅の敷地)を所有していた方
- 2 被災時に「区域A」において、親族が所有していた住宅(または親族が敷地を所有していた住宅)に居住していた方
- 3 上記1, 2に該当する方が居住するための住宅を建設(または購入)する方で、1, 2に該当する方の親族

## みできる方

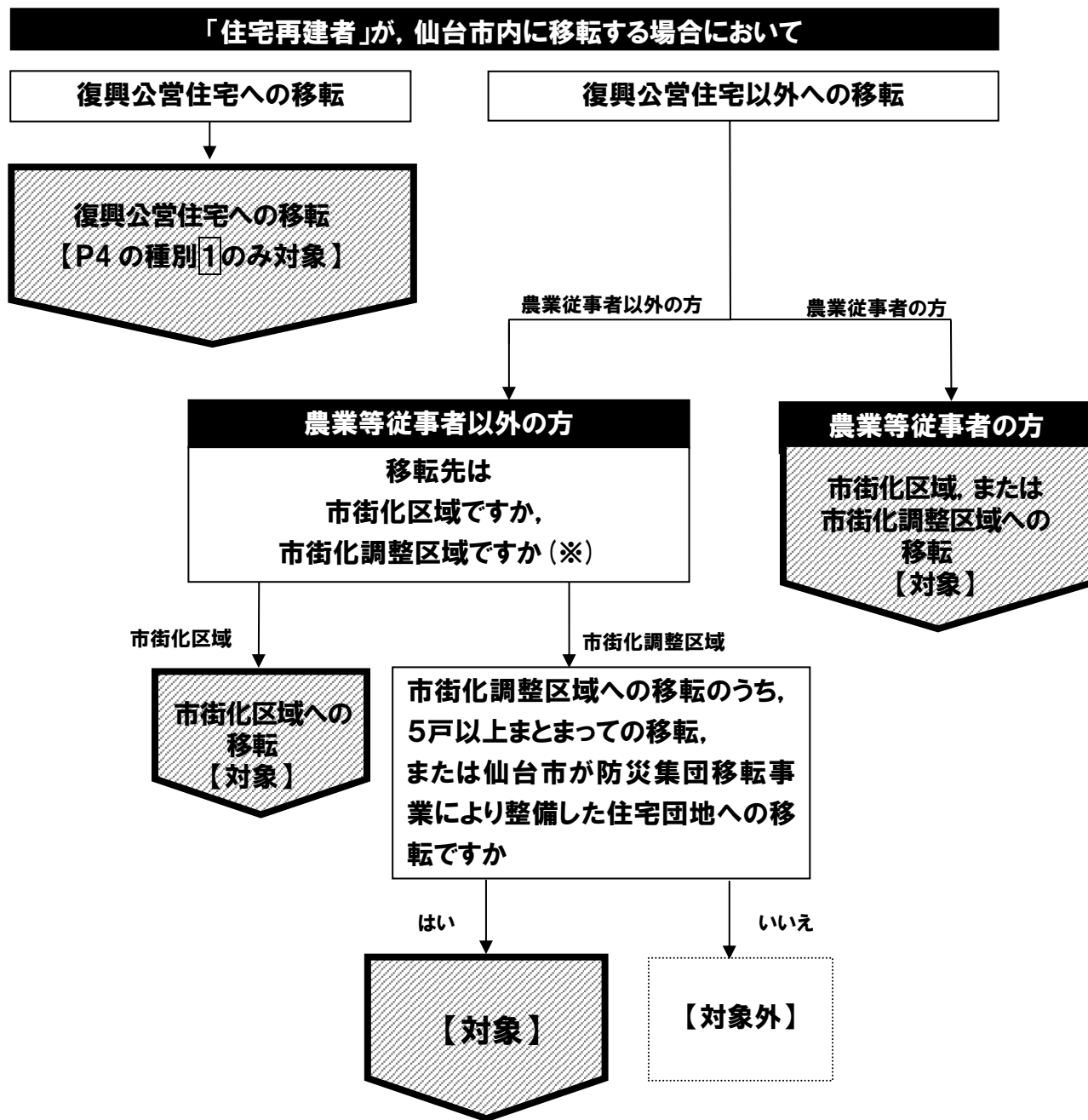
### 『お申込みの条件』

- 申請者が市税を滞納していないこと。
- 上記1, 2の方が平成23年3月11日以降に公営住宅（災害救助法に基づく応急仮設住宅を除く）に居住していたことがないこと。
- 申請者が下記の補助金の交付を過去に受けていないこと。なお、P4の種別<sup>2</sup>, <sup>3</sup>の補助金を受けている場合、再度同じ種別の補助金は受けられません
  - ・『現地再建』に係るP4の種別<sup>4</sup>、「住宅の建設」、「住宅の修繕」の補助金
  - ・「区域B」を対象とした補助金
  - ・「災害危険区域」を対象とした補助金
- 農業従事者以外の方は、仙台市の市街化区域への移転であること。市街化調整区域への移転については、5戸以上まとまって移転すること、または仙台市が整備した移転先（防災集団移転事業により整備した住宅団地および復興公営住宅に限る）への移転であること。（この制度とは別に、開発行為の許可が必要となる場合があります。詳しくは開発調整課にご相談ください。）
- 農業従事者の方は、仙台市の市街化区域および市街化調整区域への移転であること。
- 暴力団等と関係を有していないこと。

### 『留意点』

- この補助金の交付を受けた後に、P4の種別<sup>4</sup>の補助金（『現地再建』に係る補助金）を受けるとはできませんのでご留意ください。

# 【補助対象者チェックフロー】



※ 市街化調整区域内への移転については、  
開発許可や農地転用などの手続きが必要です。  
事前に市街地整備課東部再生係へご相談  
ください。

## 【区域 A / 移転】

# 2 補助の対象事業と経費，上限額

対象事業	補助の概要・対象経費	補助上限額	種別
「住居の移転」	家財道具の運搬（引越し）費用 ＋被災家屋の取り壊し費用 に対する補助	<b>78万円</b>	①
「住宅の建設・購入」 ＋ 「住宅用地の購入」	借入利子相当額補助 （融資を受ける場合）	住宅の建設・購入 <b>444万円</b> 住宅用地の購入 <b>264万円</b> ただし、造成のための資金を 借り入れない場合は <b>206万円</b>	②
	住宅の建設・購入， 用地の購入経費 に対する直接補助	<b>100万円</b> ただし、種別②借入利子相当額 の補助を受ける場合は <b>50万円</b>	③

### 『補足説明』

- ・種別①～③の補助は全て併用が可能です。
- ・『移転再建』と『現地再建』の補助の併用はできません。
- ・種別③の補助は、「全壊」「大規模半壊」のり災判定を受けた住宅の再建を行う方が対象です。
- ・種別③については、この制度の実施期間内に、住宅再建者が被災時に居住していた住宅について、公共事業による建物移転料等を受け取る場合には、その建物移転料等を控除した額を補助上限額といたします。（対象となる公共事業については、個別にお問い合わせください。）
- ・「種別②，③を併せてご利用した場合」の補助算定額より、「種別③のみ申請した場合」の補助算定額が上回る場合は、種別③のみ申請したものととして補助額を算定します。（種別③の算定額から建物移転料等を控除した額が、種別②の算定額を下回る場合を除く。）

### （具体例）

種別②が50万円に満たない場合、種別③の50万円と併用しても100万円に満たないが、種別③のみ申請すると100万円となる。その場合は後者を補助算定額とし、100万円を補助します。

- ・住宅（兼用住宅含む）以外の建物（店舗，事務所，工場など）は、補助の対象外です。
- ・種別①の被災家屋の取り壊し費用については、主屋（基礎，土間等を含む）のほか、同一敷地内に存する付属建物も補助の対象となります。
- ・種別①家財道具の運搬費用について、複数回実施される場合は、上限78万円の範囲で各々に要した対象経費の合計が対象となります。
- ・種別②，③については、移転先の住宅1戸につき、1回のみ補助となります。
- ・種別②の借入利子相当額について、借入に係る年利率が8%を超える場合にあっては、年利率8%として算定した額が対象となります。



### 3 Q&A(よくある質問集)

Q.1 利子相当額の補助とはどのような補助のことか。

A.1 金融機関からお金を借りた場合の利子相当額の補助となります。例えば、土地代を含まず建物分として1,200万円を借りて利子が250万円の場合は250万円の補助となり、同じく2,400万円を借りて利子が450万円の場合は補助金の上限額である444万円の補助となります。

Q.2 補助金は、どの時点で受け取れるのか。

A.2 補助事業の完了報告後に、一括で市から給付します。

Q.3 利子相当額の補助とあるが、これは具体的に何に使えるのか。

A.3 使用用途は特に限定されておりません。

Q.4 被災時に2世帯住宅で住んでいた場合で、親と子がそれぞれ家を購入する場合、利子相当額の補助はどのようなになるのか。

A.4 2世帯住宅で、2つの住宅を購入し移転する場合は、それぞれに利子相当額の補助を行うことが可能です。なお、2世帯住宅の移転については、様々なケースが考えられますので、個別にご相談ください。

Q.5 既存の住宅ローンがあり、さらに新たな住宅ローンを組んだ場合、既存の住宅ローンも利子相当額の補助の対象となるのか。

A.5 新たな住宅ローンについてのみが利子相当額の補助の対象となります。

Q.6 現在、仮設扱いではない賃貸住宅（社宅等）に住んでいるのだが、移転先が決まる前に賃貸契約期間が過ぎれば別の場所へ引越さなければならない。その費用はもらえるのか。

A.6 仮住まいから仮住まいへの引越しについては、本移転先への引越しとあわせて、上限額の範囲内で補助可能です。

Q.7 被災時に親世帯と子世帯が別々の住宅に住んでいた場合で、親と子が一緒に住む家を購入する場合、利子相当額と引越し費用の補助はそれぞれ受けられるか。

A.7 住宅の建設や購入に対する補助は、再建先の住宅一戸あたり一回の補助となります。ただし、引越し費用の補助については、親と子それぞれが上限額78万円まで複数回申請することが可能です。

Q.8 仮設住宅やみなし仮設に該当しない避難先（親族宅、自費のアパート、被災後購入した住宅）からの引越し費用は補助されるか。

A.8 仮設住宅かどうかにかかわらず避難先から移転先への引越し費用が補助されます。

Q.9 仮設住宅に入居していたが、仮設として認められる期間が切れ、仮の住居として民間のアパートに転居する際引越し費用の補助を受けた。その後、移転先が決まり、再度転居することになったが、その際の引越し費用の補助を受けることができるか。

A.9 受けることができます。仮の住居への引越しを複数回行った場合、それぞれに要した費用の合計額の上限が78万円までになります。

## 【区域A/移転】

Q.10 住宅用地の売買契約を行ってからでないと、建築計画を行えないため、住宅の建設等の計画を定めることができない。土地の借入れ利子相当額を先に申請することはできるか。

A.10 住宅建設を前提とした土地購入であれば、先行して申請することができますので、土地の売買契約前に申請を行ってください。

ただし、補助金が交付される時期は、土地利子相当額、建物利子相当額共に、移転完了後となります。

Q.11 被災前に土地を購入しており、その土地にこれから住宅を建てたいのだが、補助対象になるか。

A.11 被災前に契約している土地の購入は補助対象になりません。ただし、造成や住宅建設を目的とした資金の借入れなどが契約前である場合は、その部分について対象となります。

Q.12 移転先に住宅を建築する際に、盛土（あるいは基礎の嵩上げ）をしたいと考えているが、「津波被災宅地防災対策に関する補助事業（盛土や基礎の嵩上げに要する費用助成）」との併用は可能か。

A.12 移転先で盛土する場合には、「津波被災宅地防災対策に関する補助事業（盛土や基礎の嵩上げに要する費用助成）」を併用することはできません。

Q.13 農業等従事者であるが、「区域A」内から、市街化調整区域内の防災施設整備後も浸水が予想される地域へ移転をしたい。補助の対象となるか。

A.13 補助対象となりますが、移転先も浸水区域であるということをご理解いただき、別途、防災対策を行うことをおすすめいたします。

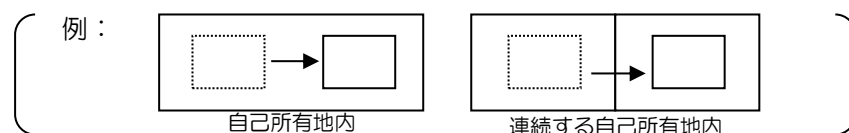
※ただし、移転先で盛土や基礎の嵩上げをした場合には、「津波被災宅地防災対策に関する補助事業（盛土や基礎の嵩上げに要する費用助成）」は受けられません。

Q.14 一度補助を使って移転し住宅を建設したが、もう一度移転したい。2度補助金を使うことはできるか。

A.14 できません。

Q.15 「区域A」内に土地を所有し居住していたが、同一敷地内（または連続する自己所有地内）に場所を変えて新築したい。移転再建となるのか、それとも現地建替となるのか。

※この場合の自己には親族は含まないものとします



A.15 現地再建と判断されるものであることから、「津波被災宅地防災対策に関する補助事業（盛土や基礎の嵩上げに要する費用助成）」の対象となります。なお、住宅の建設に要する借入利子相当額の補助（上限額250万円）の受付は、平成30年3月31日をもって終了しました。

Q.16 既に住宅を建てローンを組んでいるのだが、さかのぼって利子相当額補助を受けることはできるか。

A.16 さかのぼって利子相当額の補助を受けることは原則できません。

Q.17 農業等従事者以外の者であるが、「区域A」内から、市街化調整区域内へ移転をしたい。補助の対象となるか。

A.17 5戸以上まとめて移転する場合、または仙台市が整備した移転先へ移転する場合には、農業等従事者以外の方も補助対象となります。5戸以上まとめて移転する場合に、5戸以上の中に農業従事者の方が含まれている場合も対象になります。

※市街化調整区域内への移転には開発許可の手続きが必要になる場合がありますので、詳細については開発調整課へご相談ください。

Q.18 住宅の建設資金として、金融機関から融資を受ける予定だが、その利子額が40万円の場合、補助額はどうか。

A.18 利子相当額の補助を受ける場合は、住宅の建設経費の補助（上限50万円）と併せて補助を受けられますが、質問の場合、利子相当額補助と住宅の建設経費の補助を合わせても100万円に満たないため、住宅の建設経費のみの補助（上限100万円）として補助額を算定し、100万円を補助します。

Q.19 住宅用地は現金で購入し、住宅の建設については金融機関から融資を受ける予定だが、その場合の補助額はどうか。

A.19 住宅の建設に要する費用と住宅用地の購入に要する費用は、併せて考えることとなります。よって、質問の場合、住宅の建設についての利子相当額補助（上限444万円）と、住宅の建設と住宅用地の購入経費の補助（上限50万円）を合計した額が補助額となります。ただし、Q18のようなケースとなる場合は、住宅の建設経費と住宅用地の購入経費の補助を合わせて、上限100万円の補助となります。

## 【区域 A / 移転】

# 4 申請書類チェックリスト

※写しのほかに原本をお持ちください。

必要書類		補足 (□)は該当者のみ⇒	チェック
補助金交付申請書(様式第1号)		印鑑(認印でも可)をご用意ください	<input type="checkbox"/>
住宅移転計画書(様式第2号)			<input type="checkbox"/>
市税納付状況確認同意書(様式第3号)または市税の滞納がないことの証明書		市税納付状況の確認に同意しない場合は証明書を提出。区役所税務会計課で発行(証明発行センターでは取得不可)	<input type="checkbox"/>
被災時に「区域A」に居住していたことがわかる書類		住民票(除票)や戸籍の附票など	<input type="checkbox"/>
り災証明書の写し		住宅の建設等経費・住宅用地の購入等経費(直接補助)の交付申請を行う場合	<input type="checkbox"/>
建物移転料等を受けていることがわかる書類(契約書等)の写し		住宅の建設等経費・住宅用地の購入等経費について交付申請を行う場合で、移転元の住宅について公共事業による建物移料等を受けている場合	<input type="checkbox"/>
親族関係がわかる書類(親族関係図:様式は任意)		申請者が移転元の住宅またはその敷地を所有していなかった場合	<input type="checkbox"/>
農業等従事者であることがわかる書類(耕作証明書等)		農業等従事者の方で、市街化調整区域に移転する場合に提出	<input type="checkbox"/>
家財道具の運搬等を行う場合	見積書等の写し	見積りの内訳がわかるもの	<input type="checkbox"/>
	家屋取り壊し前の写真(2面以上)	家屋の取壊しを行う場合に提出	<input type="checkbox"/>
住宅建設等を行う場合	償還予定表又は融資予約通知書等の写し ※融資を受ける場合	金融機関発行のもの。申込者、借入金、金利、借入期間等が記載されています	<input type="checkbox"/>
	住宅建設等費用の見積書の写し		<input type="checkbox"/>
	建築計画の概要のわかる書類	配置図、平面図等	<input type="checkbox"/>
住宅用地の購入を行う場合	償還予定表又は融資予約通知書等の写し ※融資を受ける場合	各借入額が確認できれば、住宅建設等に係る融資予約通知書等とまとめた提出でも可	<input type="checkbox"/>
	土地等の売買代金の見積書の写し		<input type="checkbox"/>
	移転先の土地の現況写真		<input type="checkbox"/>
	土地造成に要する工事見積書の写し		<input type="checkbox"/>

# 5 完了報告書類チェックリスト

※写しのほかに原本をお持ちください。

必要書類		補足 (□)は該当者のみ⇒	チェック
補助事業完了報告書(様式第9号)		申請時に使用した印鑑をご用意ください。	<input type="checkbox"/>
住宅移転報告書(様式第10号)			<input type="checkbox"/>
補助金交付請求書(様式第12号)		補助金の振込先の口座がわかるように申請者の通帳をご用意ください。	<input type="checkbox"/>
住民票		移転後の世帯全員分。	<input type="checkbox"/>
家財道具の運搬等を行う場合	家財道具運搬費用の領収書の写し		<input type="checkbox"/>
	移転元の跡地に建物が残っていないことがわかる資料(写真等)	家屋の取壊しを行った場合に提出。	<input type="checkbox"/>
住宅建設等を行う場合	融資契約書の写し ※融資を受ける場合	金融機関発行のもの。契約者、融資実行日、借入金、金利、借入期間などが記載されています。	<input type="checkbox"/>
	償還予定表の写し ※融資を受ける場合	金融機関発行のもの。月々の償還金額、金利、借入残額などが記載されています。	<input type="checkbox"/>
	建築請負契約書の写し	変更があれば、変更契約書も当初の契約書と合わせてお持ちください。	<input type="checkbox"/>
	建築代金の領収書の写し	支払したものはすべてお持ちください。領収書がない場合は、金融機関から振り込まれたことがわかる書類。	<input type="checkbox"/>
	建築確認済証または検査済証の写し		<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書(建物)の写し	法務局で取得。所有権や抵当権を証明するものです。	<input type="checkbox"/>
	建物完成写真(2面以上)	建物の外観を2面以上(正面と側面など)撮影してください。	<input type="checkbox"/>
住宅用地の購入を行う場合	融資契約書の写し ※融資を受ける場合	住宅建設等を行う場合と同様	<input type="checkbox"/>
	償還予定表の写し ※融資を受ける場合		<input type="checkbox"/>
	土地等の売買契約書の写し		<input type="checkbox"/>
	土地等の売買代金の領収書の写し	造成工事を行う場合に提出。	<input type="checkbox"/>
	土地等の造成に要する工事契約書の写し		<input type="checkbox"/>
	土地等の造成に要する工事代金の領収書の写し		<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書(土地)の写し		法務局で取得。所有権や抵当権を証明するものです。

※補助事業に関する図面や契約書などの書類は、5年間保管してください。

# 【盛土/かさ上げ】



## 現地での盛土や基礎かさ上げに対する支援

事業期間：令和4年3月31日まで

1



申込みできる方	.....	P13
助対象工事	.....	P14
助金の額	.....	P15
4 補助対象範囲	.....	P16
5 Q&A (よくある質問集)	.....	P17
6 申請書類チェックリスト	.....	P18
7 完了報告書類チェックリスト	.....	P18

お

込

でき



## る方

被災時に、「区域A」内に存在していた戸建住宅(または当該住宅の存する土地)を所有していた方(またはその親族の方)

### 『お申込みの条件』

- 申請者が市税を滞納していないこと。
- 申請者が平成23年3月1日以降に公営住宅(災害救助法に基づく応急仮設住宅を除く)に居住していたことがないこと。
- 申請者が下記の補助金の交付を過去に受けていないこと。
  - ・P4の種別①～③, 現地再建に係る「住宅の建設」、「住宅の修繕」(※)に対する補助金
  - ※『現地再建』に係る「住宅の建設」、「住宅の修繕」の補助金は、平成30年3月31日をもって、受付を終了しました。
  - ・「区域B」を対象とした補助金
  - ・「災害危険区域」を対象とした補助金
- 住宅または敷地の補助対象工事の施工箇所に対して過去に当該補助を受けていないこと。
- 所有者が法人でないこと。
- 暴力団等と関係を有していないこと。

### 『留意点』

- この補助金の交付を受けた後に、P4の種別①～③の補助金(「移転再建」に係る補助金)を受けることはできませんのでご留意ください。

## 2 補助対象工事

被災住宅、またはその代替として同一敷地内に新築される戸建住宅に係る工事で、以下①～③のいずれかに該当するものを補助金交付の対象とします。



### ① 基礎かさ上げ工事

既存の戸建住宅の基礎を地盤面より 0.5メートル以上の高さまでかさ上げする工事



### ② 高基礎工事

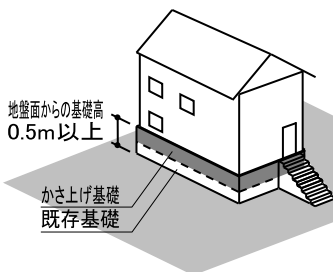
戸建住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より 0.5メートル以上の高さの基礎を設ける工事



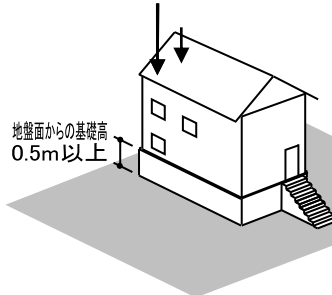
### ③ 盛土工事

戸建住宅の新築、増改築等に伴い、戸建住宅の敷地を 0.5メートル以上盛土する工事及びこれに付随する擁壁工事(建築用コンクリートブロックは対象外)

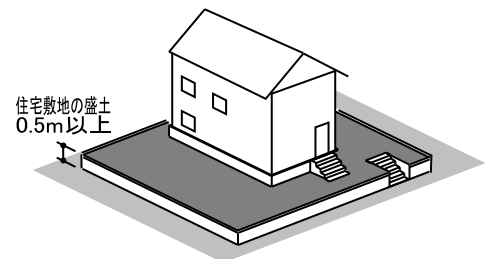
### ①基礎かさ上げ工事



### ②高基礎工事



### ③盛土工事



## 【盛土/かさ上げ】

# 3 補助金の額（種別4）

補助金の額は、工事に係る数量に下記の補助基本額を掛けた額の合計です。

ただし、460万円を補助の上限額とします。



### 「1 基礎かさ上げ工事」、「2 高基礎工事」の場合

基礎高さ	50cm <sup>以上</sup> ～75cm <sup>未満</sup>	75cm <sup>以上</sup> ～100cm <sup>未満</sup>	100cm <sup>以上</sup> ～150cm <sup>未満</sup>	150cm <sup>以上</sup> ～
1階床面積1㎡当り 補助基本額	2,100円	4,900円	7,600円	12,600円



### 「3 盛土工事」の場合

盛土高さ または擁壁高さ	50cm <sup>以上</sup> ～100cm <sup>未満</sup>	100cm <sup>以上</sup> ～150cm <sup>未満</sup>	150cm <sup>以上</sup> ～
盛土面積1㎡当り 補助基本額	1,900円	3,800円	5,700円
擁壁1m当り 補助基本額	26,300円	38,400円	50,600円

計算例1 1階床面積80㎡の住宅に対し、基礎高さ80cmの基礎かさ上げ工事を行う場合

$$4,900 \text{ 円/㎡} \times 80 \text{ ㎡} = 392,000 \text{ 円}$$

計算例2 住宅敷地280㎡に対し200cmの盛土工事を行い、併せて高さ200cmの擁壁工事を60m行う場合

$$(5,700 \text{ 円/㎡} \times 280 \text{ ㎡}) + (50,600 \text{ 円/m} \times 60 \text{ m}) = 4,632,000 \text{ 円}$$

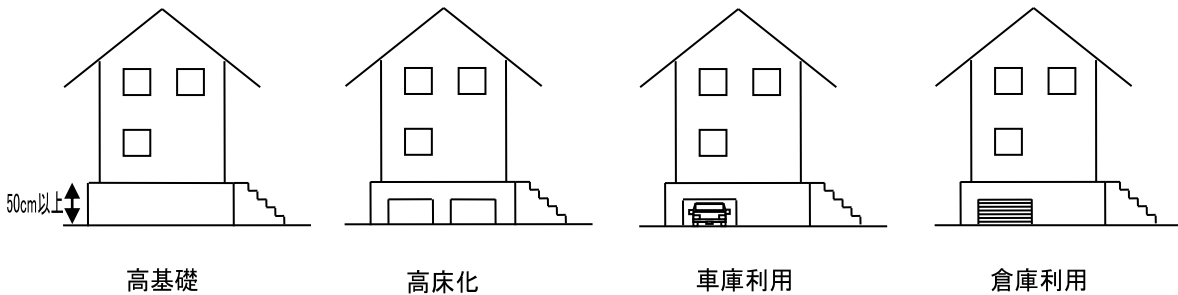
⇒ただし、上限額が4,600,000円なので補助金の額は 4,600,000円



# 4 補助対象範囲

## ○ 基礎かさ上げ・高基礎

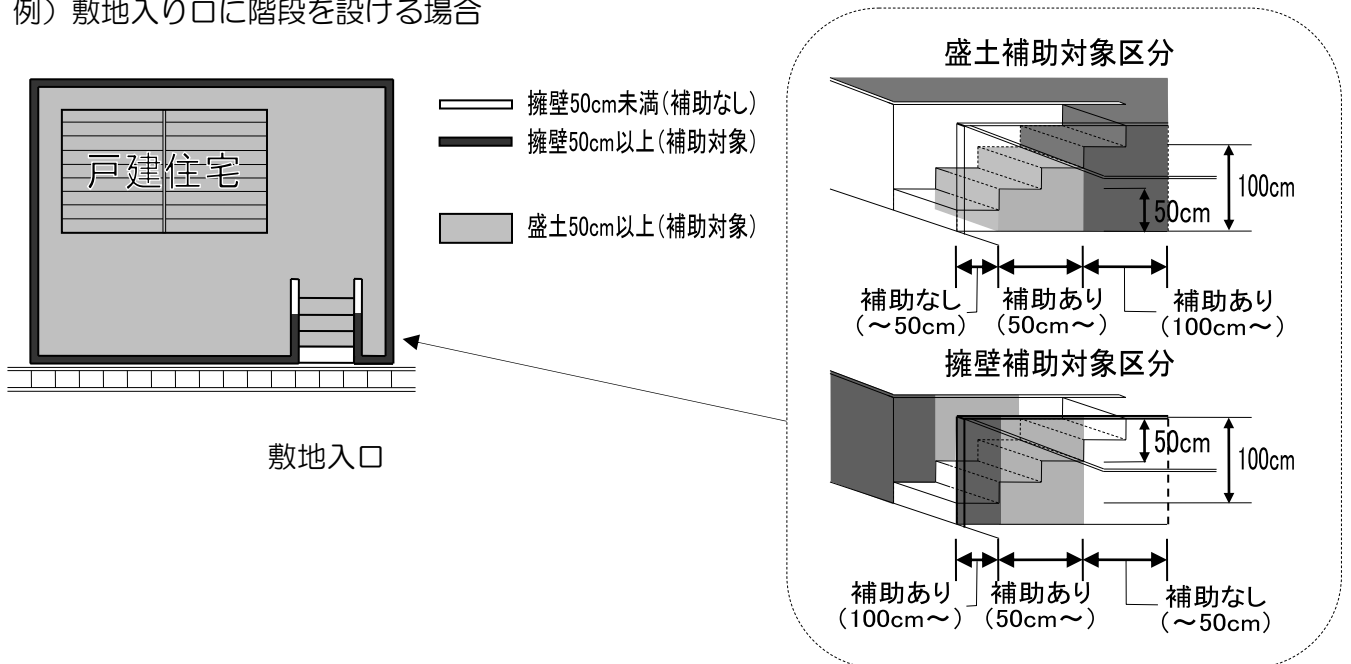
- 補助の対象となる数量は、基礎工事に係る部分の**1階床面積**となります。基礎高さは、**地盤面から基礎天端までの高さ**とし、高さが一定ではない場合は住宅基礎全体の平均高さとしています。
- 高床化を行う場合や、かさ上げ部分を居室以外として利用（車庫、倉庫等）する場合も補助対象とします。かさ上げ部分を居室として利用する場合は、補助対象外となります。



## ○ 盛土

- 補助の対象となる範囲は住宅建築部分に限らず、住宅の敷地内での盛土であれば、補助対象数量として計上できます。盛土高さは、**現地盤面の平均高さから盛土後の敷地の地盤面までの高さ**とし、敷地内に段差がある場合は補助高さ区分ごとに面積を計上してください。また、法面・スロープ・階段等の部分も同様とします。
- 盛土に伴う擁壁の高さは、**盛土後の敷地の地盤面と擁壁背面側の地盤面の高さの差**とし、高さが一定でない場合は、補助高さ区分ごとに延長を計上してください。また、敷地外周以外のスロープ・階段等の部分に使用する擁壁についても補助対象とします。

例) 敷地入り口に階段を設ける場合



## 【盛土/かさ上げ】

# 5 Q&A(よくある質問集)

Q1 既にかさ上げ工事が終わっているのですが、補助金の交付を受けられますか？

A1 さかのぼって補助を受けることは原則できません。

Q2 住宅の建築工事はまだ先になるのですが、盛土工事だけを先行して行いたいと考えています。補助金の対象となりますか？

A2 戸建住宅の建築工事を、盛土工事が完了した後概ね1年以内に着手できることが確実な場合は、補助の対象となります。詳細は個別にご相談ください。

Q3 現在建っている住宅の基礎がもともと高基礎なので、住宅は手を加えずに敷地だけ盛土したいのですが、補助対象となりますか？

A3 住宅に手を加えずに敷地だけ盛土を行っても、居室の高さは変わらず住宅の安全性の向上にはつながらないため、補助対象となりません。

Q4 盛土工事で補助金の交付申請をした後、そこに建てる住宅の高基礎工事の補助を受けたいのですが、可能ですか？

A4 可能です。盛土工事と高基礎工事は別々に申請していただけます。その場合の上限額は、盛土工事と高基礎工事を合わせて460万円となります。別々に申請する場合は、盛土工事が完了し、補助金額確定通知書を受けた後に高基礎工事の申請をしてください。

Q5 被災時に建っていた戸建住宅はそのまま残っているのですが、連続する自己所有地にもう1軒戸建住宅を建ててそちらの基礎を高くする場合、補助の対象になりますか？

A5 補助の対象とはなりません。被災時に建っていた戸建住宅か、その代替として新築される戸建住宅1軒に対する工事だけが補助の対象となります。

Q6 平成23年3月11日時点で、「区域A」内に戸建住宅を所有していましたが、自分は住んでいませんでした。この敷地を盛土する場合、補助の対象となりますか？

A6 補助の対象となります。ただし、申請者が「仙台市津波浸水予測区域からの住宅の移転再建に関する補助金」など他の補助金の交付を過去に受けて再建されている場合は対象となりません。

## 6 申請書類チェックリスト

必要書類	補足	チェック
補助金交付申請書（様式第1号）	印鑑（認印でも可）をお持ちください。	<input type="checkbox"/>
市税納付状況確認同意書（様式第3号） または、市税の滞納がないことの証明書	市税納付状況の確認に同意しない場合は証明書を提出。区役所税務会計課で発行（証明発行センターでは取得不可）	<input type="checkbox"/>
親族関係がわかる書類（親族関係図）	申請者が被災住宅またはその敷地の土地を所有しておらず、所有者の親族である場合添付様式は窓口にご用意しております。	<input type="checkbox"/>
被災住宅の 登記事項証明書または登記事項要約書 ※滅失登記済の時は閉鎖事項証明書	法務局で取得 未登記の場合は固定資産課税台帳登録事項証明（評価証明・家屋）	<input type="checkbox"/>
被災住宅の敷地に係る土地の公図の写し	法務局で取得	<input type="checkbox"/>
被災住宅の敷地に係る土地の登記事項証明書 または、登記事項要約書	法務局で取得	<input type="checkbox"/>
土地所有者の工事承諾書及び印鑑登録証明書	申請者の所有地以外の土地に盛り土工事を行う場合に添付	<input type="checkbox"/>
建築確認済証の写し等	盛土、高基礎工事の場合に添付 建築確認済証の写しが提出できない場合は、一定期間内に住宅を建設する旨の誓約書等を添付	<input type="checkbox"/>
設計図書	補助対象工事の数量が確認できるもの 申請前に担当者でご相談ください。	<input type="checkbox"/>
現況写真	補助対象工事を行う敷地全体と道路上の仮ベンチマークが確認できるもの	<input type="checkbox"/>

## 7 完了報告書類チェックリスト

必要書類	補足	チェック
工事完了報告書（様式第8号）	申請時に使用した印鑑をご用意ください。	<input type="checkbox"/>
工事竣工写真	設計通りの高さであることを示してください。	<input type="checkbox"/>
工事契約書の写し		<input type="checkbox"/>
補助金交付請求書（様式10号）	振込先の口座番号がわかるように申請者の通帳をご用意ください。	<input type="checkbox"/>

※補助事業に関する図面や契約書などの書類は、5年間保管してください。

# 相談・申請窓口のご案内

●担当 都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 東部再生係

●相談・予約申込ダイヤル

022-214-8305

●受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(土曜・日曜・祝休日を除く)

●申請様式の配布先

市役所にお越しいただくか、下記よりダウンロードが可能です。

<http://www.city.sendai.jp/fukko-kanri/shise/daishinsai/fukko/saiken/shien.html>

「仙台市ホームページ」

→「市政情報」

→「ともに、前へ 仙台 一東日本大震災に関する情報」

→「被災された方々への支援」

→「被災された方々への各種支援制度」

→「2. 住まいの確保・再建のための支援」

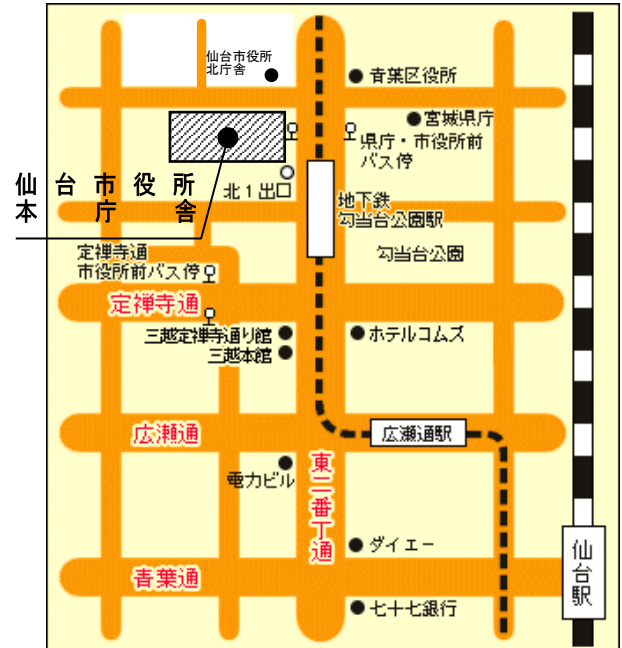
→「2-13 津波に対して安全な住まいを確保したい」

→「2-13-2 移転対象地区（災害危険区域）以外の浸水予測区域における住まいの再建」 区域A

●相談・申請場所

仙台市役所 本庁舎7階 市街地整備課 東部再生係

※ ご来場の際は、なるべく公共交通機関でお越しください。



会場案内図